

第2章 近世の阿久比

第1節 尾張藩による支配

● 尾張藩と知多半島

尾張藩が編集した地誌『張州府志』には、知多半島が次のように紹介されています。

オヨソ知多郡ハ当州ノ南ニ当タリ、遠ク海中ニ出ズ。南北、オオムネ十三里タル可シ。東西或ハ一里、或ハ二里余。界ヲ愛知郡ニ接スルトイエドモ、然ルニ実ニ孤絶ノ一島ニ似タリ。

濃尾平野から細長く突き出た知多半島は、当時の名古屋の人々には遠い島のように思えたのでしょうか。しかし、地理的には遠い存在の知多半島も尾張藩にとっては、重要な意味をもっていました。

尾張藩と知多半島の関係を考えるには、家康の時代までさかのぼる必要があります。

阿久比は、家康の生母於大の方ゆかりの地です。於大の方は、家康を生んだ後、松平家から離別され坂部城主久松佐渡守俊勝のもとに嫁ぎました。於大の方は、人質となった幼い我が子の身の上を案じ、衣類や菓子を送るなど母としてありたけの心を尽くしました。心細い人質生活を送る家康にとって於大の方の愛は精神的な支えになっていたと思われます。

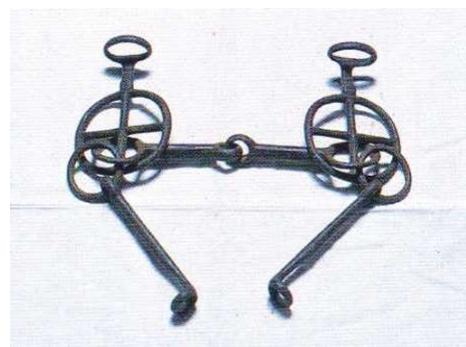
家康は、桶狭間の戦い1560年（永禄3年）の直前に、於大の方に会うために阿久比を訪れました。17年ぶりに再会し、このとき家康は3人の弟たちにも会い、松平の称号を許したといわれています。家康の弟、康元・康俊・定勝は、後に家康の命により城主となりますが、その中でも定勝の子どもたちは桑名藩（三重県）と松山藩（愛媛県）の藩主になりました。

また、知多半島は家康の危難を救ってくれた地でもあります。1度目は、桶狭間の戦いに敗れ織田軍に追われたとき。2度目は、本能寺の変で明智光秀の追っ手を逃れ堺から三河へ帰国するとき。いずれも半田市成岩の常楽寺を頼り、危うく難を逃れています。

関ヶ原の戦いの後、家康はしばらくの間、知多半島をみずからの直轄領としています。これは、知多半島を西国のおさえのための軍事的拠点として重視したからだと考えられます。

尾張藩の知多半島への関心の強さは、藩主の巡見の回数からもうかがえます。『尾藩世紀』に書かれた記事を調べると、藩内のどの地域よりも知多半島巡見が多かったことがわかります。阿久比16か村は巡見のコースから外れていましたが、卯之山村の最勝寺の記録によると、1843年（天保14年）の齊荘の巡見のとき、由緒ある拝領物があれば殿様にみせるようにという寺社奉行からのお達しがありました。そこで、最勝寺では、寺の重宝「源頼朝公忠臣渋谷金王丸が所持していた轡1口」を半田の本陣まで持参し、殿様にみせたということです。

尾張藩にとって知多半島は、西国大名の東上を海上で防ぐための拠点として、また、伊勢・尾張・三河にまたがる海上交通の拠点として重要な意味をもっていました。



轡（最勝寺蔵）

● 庄屋と村の政治

江戸時代の初め、阿久比16か村は、草木村の一部を除いて尾張藩が直接支配する蔵入地でした。蔵入地は代官が支配しましたが、実際には、庄屋と呼ばれる村役人が代官の指図を受けて村の政治を預かっていました。

庄屋は、世襲や特定の農民が持ち回りで務めるところ、村人の選挙で選ばれるところなど、村によって違いがありました。大古根村では、庄屋役を世襲していました。大古根村は、市場村とも呼ばれ商業が盛んな村でした。そして、この市場を昔からとり仕切ってきた新美家が、代々庄屋を任されたのです。

板山村には、後任の庄屋に事務引き継ぎをするときに渡された目録が残されています。この帳簿や道具などから庄屋を知ることができます。

庄屋の最も重要な役目は、村の土地や人口を正確に把握し、領主に納める年貢を確実に集めることです。領主から「御免状」(年貢割付状)が届くと、それぞれの農民の持高に応じて年貢を割り当てます。凶作のため年貢を納入できない農民がでたときは、庄屋が立て替えることもあったそうです。そのほかにも、領主からのお触れを村人に伝えたり、村の財政を管理したり、村の治安や村民の指導に努めたりするなど、たくさんの仕事を任されていました。

庄屋は、村の最高責任者として、^{みょうじたいとう}苗字帯刀を許されるなど身分的に優遇される者もいました。大古根村の八兵衛は、幕末の長州戦争で使う軍費を調達した功績により、子どもの代まで苗字を名乗ることを許されています。また、藩の財政を助けるために献金をした功績により、一代限りですが刀を差すことも許されています。1858年(安政5年)には、^{あんせい}苗字を許された庄屋が、八兵衛のほかに4人いました。

● 宗門改め

1637年(寛永14年)の島原の乱で、^{かんえい}キリスト教と結びついた農民一揆の激しさを身を持って体験した幕府は、厳しくキリスト教を取り締まるようになりました。

尾張藩でも、1661年(寛文元年)、^{かんぶん}藩内で多数の隠れキリシタンを逮捕した事件をきっかけに、キリシタン奉行を置いて取り締まりを厳しくしました。そして、踏絵などによって宗門改めを定期的に行って、キリスト教禁止を徹底させました。

萩村には、1786年(天明6年)の『^{てんめい}宗門改帳』が残っていますので、一部を紹介します。

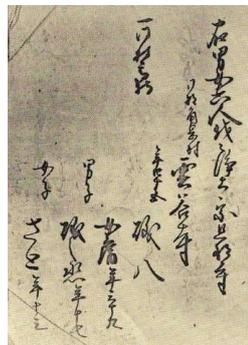
これには、^{たか}高の有無、戸主の名前とその家族の続柄・名前・年齢そしてどの寺の^{だんか}檀家になっているかが記されています。

そのころの人たちは、キリスト教徒でないことを証明するために、必ずどこかの寺の檀家にならなければならなかったのです。

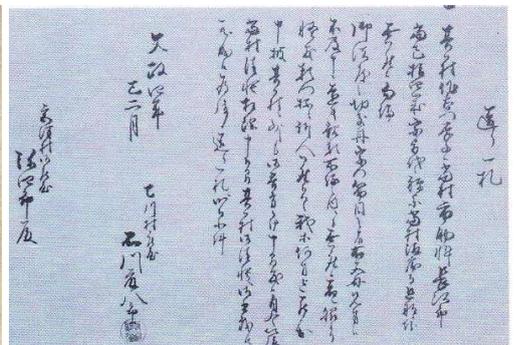
そのために、寺は現在の役場の戸籍係のような仕事をするようになり、本来の目的である教義の布教はしだいにおろそかになってきました。

また、村民が他村へ住居を移すときは、「送り一札」という戸籍証明書を転居先の村役人に送らなければなりません。写真の「送り一札」は、乙川村庄屋が宮津村庄屋にあてたものです。「宮津村の作右衛門の養子になった乙川村市助のせがれ長次郎14歳は、宗旨は代々禅宗で、^{かいどうじ}海蔵寺の檀家に間違いありません、父母兄弟はもちろん遠い親類の者にもキリシタンはいません。」といった内容が記されています。つまり「送り一札」は、宗門がキリシタンではないことを証明する手形でもあったのです。

江戸時代の中期になると、キリシタンの摘発数は大変少なくなりました。しかし、宗門改めは、引き続き実施され、宗門改帳は、藩に税金を納める領民の数を正確につかむための租税台帳の役割を果たしました。



宗門改帳



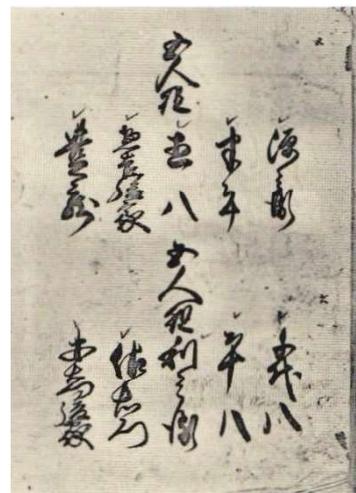
送り一札

● 五人組

村には、庄屋を中心とする村役人による支配体制のほかに、五人組の制度が作られていました。五人組とは、近くに住む5戸を一つの組とし、互いに監視させたり、連帯責任を負わせたりする制度のことです。

尾張藩では、1661年（寛文元年）、キリシタンの取り締まりを徹底するために、農民や町人を五人組に組織して、もし五人組の中にキリスト教徒がいることが発覚すれば組の者すべてを死罪にするといった厳しい罰則を設けました。

板山村には、五人組が連帯責任を負わされた記録が残っています。それによると、板山村の4人の者が、藩の御用木を切るときになんらかの違反をしでかし、この4人と同じ組の者たち11人が、役所に呼び出され、取り調べを受けました。そして、罰として、全員がその山の下草を刈ることを禁じられたということです。下草は、燃料や家畜の飼料として大切な物でしたから、連座で下草刈りを禁じられた農民たちには、大変な損失でした。このように、農民は日常生活のあらゆる場面に連帯して責任を負わなければならなかったのです。



五人組

■ 第2節 人々の暮らし

● 検地と年貢

尾張藩の政治が始まると、領内の村々で検地が進められました。最初の検地は、幕府の役人である伊奈備前守次い な び ぜん かん したつぐによって行われたので、備前検地と呼ばれています。検地の内容は、次のようなものでした。

- 区画ごとに、田・畑・屋敷地面積を測量する。
- 作物の出来具合によって、田畑を上・中・下の3等級に分ける。
- 耕作する人をはっきり定める。
- 生産高を決める。

検地の結果を村ごとに記入したものが「検地帳」です。阿久比の村々では、宮津村と高岡村の検地帳（慶長13年の備前検地によるもの）が残されています。宮津村では、99人の土地所有者のうち、1町歩（約1ha）以上を所有する裕福な者は、わずか9人です。一方、5反歩（約50a）未満の農業だけでは生活できない者は、67人もいました。

検地によって農民は自分の土地を耕作する権利を認められましたが、それとともに確実に年貢を納めなければなりませんでした。

税の中心が田畑にかけられる年貢です。この税の額は、検地によって定められた村高に年貢率をかけて決められ、それが農民一人ひとりの持っている耕地の生産高に応じて割りあてられたものです。年貢の割合は、尾張藩では原則として年貢が4割、農民の取り分が6割とされていましたが、その年の収穫高によって変わることがありました。高岡村の平均年貢率は26.01%で、他村に比

田畑の面積	所有者数	%
1町歩以上	9人	9.1
5反歩以上 1町歩未満	23人	23.2
5反歩未満	67人	67.7
合計	99人	100.0

宮津村農民の土地所有状況



検地帳

べてかなり低くなっています。これは、高岡村では、災害などによって収穫高の少ない年が多かったからです。

田畑にかかる年貢以外にも、いろいろな税や夫役ぶやくがかけられました。その代表的なものに、三役銀さんやくぎんと呼ばれる伝馬銀・夫銀・堤銀つみぎんがありました。

伝馬銀は、宿場の人馬の費用に充てる税のことです。夫銀は、土木工事のために農家1軒につき1年に3日間働くことになっていたのを、銀で代わりに納めるようにしたものです。労働による負担は、農民にとっては本業の農耕に差し支えるからです。堤銀は、河川の堤防工事のために人足として働く代わりに、銀で納めたものです。

このほか、柳枯草代やなぎかれくさだいといって、英比川あぐいやその支流の土手に生える草を利用することにも税がかけられていました。宮津村には税の請取書（領収書）が残っています。これによると、1860年（万延元年）では、年貢米のほかに16種類の税を納めていたことがわかります。合計すると、金で約56両、銀で約61匁もんめです。藩は、本年貢以外の方法で収入の増加を図ろうと、こと細かに税をかけました。農民にとって大きな負担になっていたのです。

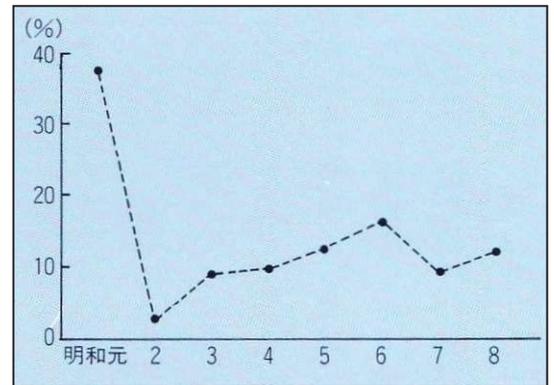
月	税の種類	金(両)	銀(匁)	米(石)
2	夫銀	11.12	7.00	
5	御連屋作事差上金	4.30		
	麦金之内	5.20		
6	伝馬銀	4.00		
6	麦金	7.00	5.10	
	三升口	0.12	0.21	
	七合物		5.30	
8	綿布役銀		33.75	
9	御役竹代（申年分）		2.60	
10	伝馬銀	4.00	2.70	
11	御年貢米			100.0
	御年貢米			50.0
	御年貢米			50.0
12	御年貢米			50.0
	柳枯草代		4.70	
	餅米	1.30	2.68	
	大豆	2.10	5.91	
	端米	0.22	3.50	
	七合物	5.00	5.84	
	堤銀	9.02	4.10	
	計	56.12	60.89	250.0

宮津村が納めた税 1860年（万延元年）

● 英比川（阿久比川）の氾濫

江戸時代260年あまりの間には、享保・天明・天保の三大ききんをはじめ、全国各地で120から130のききんがあったといわれています。その原因は、風水害・干ばつ・冷害・虫害などで、ほとんどが天候の不順によるものでした。

阿久比で最も深刻な災害は、英比川とその支流の氾濫でした。植村には、125年にわたる年貢率などを記した「植村庄屋文書」が残っています。この記録から、年貢率の変化を調べると、1765年（明和2年）の年貢率が最も低かったことがわかります。続く明和3年、4年の年貢率も10%を下回っています。



植村年貢率の変化

「植村庄屋文書」によると、明和2年から4年までの3年間は「砂入」があったと記録されています。「砂入」とは、大雨で堤防が決壊し、田畑に砂が流れ込むことです。年貢率の低さから、洪水がかなり大規模なものであり、植村の田畑に大きな損害を与えたことが想像できます。

植村では、年貢率が明和元年の約40%に回復するまでに、20年もかかっています。大古根村の「英比家文書」に1755年（宝暦5年）の洪水の様子が記されています。

9月3日から4日にかけて大雨が降り、4日昼過ぎに椋原村の堤が切れて浸水しました。その水のために、午後4時過ぎに、大古根村の井桁堤が10間ほど切れて田畑に水が流れ込みました。決壊場所を補修するため、植村へ人足30人の応援を頼みましたが、水の勢いが強く、止めることができませんでした。さらに降り続く雨のために、英比川の堤防が決壊して、大古根村の井桁堤は大きく破損しました。

英比川は、下流に行くほど川底に砂がたまりやすく天井川てんじょうがわになっています。天井川とは、川底が川沿いの土地よりも高くなっている川のことです。そのため、しばしば洪水に見舞われたのです。川沿いの村々では、堤防を築いたり、川底の砂を取り除いたりするなど、懸命に洪水対策に取り組みました。「英比家文書」には、いくら費用がかかっても、川底の砂ざらえをやりとげを申し合わせた庄屋たち

の連判状が残っています。

農業では、水を確保することと同じくらいに、いらなくなった水を川に流すことも重要でした。大雨のときに排水がうまくできないと、その場所は沼地になって稲が腐ってしまうからです。排水の問題は、英比川下流の村ほど深刻でした。英比川が天井川になっている所には排水ができないので、排水ができる場所まで排水路を長く延ばさなければなりませんでした。

大古根村では、英比川に排水できないため、村の南を流れる矢勝川の下を掘って排水路を造り、十ヶ川に排水していました。この排水施設は、同じように排水に悩む英比川下流の村や岩滑村（半田市）も利用していました。

● 雨池の利用

谷が浅く、大きな河川のない阿久比の村々にとって、^{あまいけ}雨池（農業用ため池）は農業用水を確保するうえで重要な役割を果たしていました。雨池とは、山すその谷に堤を築いて、雨水や山から流れ込む水をためておく池のことです。

江戸時代の村絵図をみると、それぞれの村に数多くの雨池が存在していたことがわかります。時代はくだりますが、1918年（大正7年）の「溜池台帳」^{ためいけだいちょう}には、個人持ちの小さな池まで含めると1,100個以上の池があったと記されています。水は、農民の死活を左右するほど大切なものですから、雨池の管理や利用については、村々で話しあって厳格な規定を設けていました。板山村と福住村は協力して、石浜村（東浦町）の山林^{とうせんぼう}に東泉坊池^{いけ}を築きました。そして、次のようなきまりを決めました。

- 両村相談のう^{いり}えでないと、^{いり}塚を抜いてはいけない。
- 雨が降り出せば、夜中でも^{いり}塚指しにかけつける。
- 修理に要する費用は、新池の受益面積の割合に応じて負担する。

村名	寛文11年(1671)	文政5年(1822)
横松	3	4
萩	3	3
宮津	4	4
板山	8	10
福住	6	12
白沢	5	6
草木	8	16
坂部	2	2
卯之山	7	8
稗之宮	5	6
椋原	2	1
角岡	1	1
矢口	8	10
高岡	11	10
植	7	9
人古根	5	6

主な雨池の数

当時の人々が、いかに農業用水を大切にしていたか知ることができます。

水を確保するために、村内や村どうしでのめごとが数多く起こりました。その中で、^{ゆずりはいけ}櫛池をめぐる矢田村（常滑市）と矢口村・高岡村・萩村との対立は、解決するまでに10年もかかりました。

● 衣・食・住

幕府や藩は、農民がぜいたくな暮らしをしないように、いろいろなきまりを出しました。ぜいたくをして家をつぶし、逃げ出してしまう農民が増えたら、年貢を取り立てることができなくなるからです。その中でも、幕府が1649年（慶安2年）に出した「慶安の御触書」^{おふれがき}は、江戸時代を通じて、農民支配の基本になりました。

「慶安の御触書」には、農民は、麻や木綿で作った衣類だけしか着てはいけないと定めています。衣類についての制限令はたびたび出され、紫や紅梅の色に染めることや、柄染めも禁止されました。したがって、農民が毎日着る着物は、木綿糸を藍色に染め、^{あいろ}縞やかすりに織った布で仕立てたものでした。

農民の食事について、「慶安の御触書」には、米を食いつくさないように、ムギ・アワ・ヒエなどの雑穀を作って食べることを考えて、アズキ・ササゲ・イモの葉なども、むやみに捨ててしまわないことと記されています。この御触書にあるように、農民の食事はかなり質素なものでした。阿久比の農民の食事の記録が残っていないので、具体例は挙げられませんが、毎日の食事は、雑穀の混じったごはん、みそ汁・漬け物・野菜の煮つけ、あるいは青菜のおひたしといった一汁一菜程度のも

のだったと思われます。表は、幕末の長州戦争のとき、人夫として広島まででかけた農民の買い物をまとめたものです。人夫たちの寄せ場の食事ですが、当時の食生活の一端をうかがうことができます。

坂部村の洞雲院には、代官の名代とその供の者たちを接待した時の献立が残っています。それによると、インゲン豆・トウガン・シイタケ・ゴボウ・ゼンマイ・イモ・ユバ・フ・レンコンなどの煮物に、吸物、瓜漬け、そしてデザートに水菓子やクルミとなっています。接待料理なので一般農民の食事より品数は多いのですが、その材料はごく質素なものだったといえます。

住居について御触書には、いつも肥を用意しておくことが大切だから、便所を広く造り、そこに雨水が入らぬように注意しなさいと記されています。農家の住居は、まず雨風をしのぐことが肝心で、次に農作業をするうえでいかに好都合かが問題でした。したがって、母屋のほかに、物置・蔵・灰部屋などがある家もありました。

1735年（享保20年）の萩村の「名寄帳」から、農民の屋敷地の広さを知ることができます。

屋敷を所有している農民37人のうち、屋敷地の広さが30坪（99㎡）未満の者が約半数もいます。そのうち、10坪（33㎡）未満の者が5人です。いかに小さな家に住んでいたかが想像できます。

江戸時代後期になると、農村にも商品経済が浸透して、生活が派手になってきました。そのため、藩は何度も御触書を出し、厳しく取り締まろうとしたのです。ぜいたくをして家をつぶす者が出た場合は、本人はもちろん、村役人も罰を受けることになりました。質素な生活を守らせるために、庄屋に監督させたり、五人組で互いに監視し合ったりさせたのです。

● 農間稼ぎ

阿久比16か村は、人口の多さに比べて耕地が狭かったので、農家の生活は苦しいものでした。そこで、少しでも多くの収入を得て、暮らし向きを楽にするため、農業の合間に出稼ぎに出る人がたくさんいました。

出稼ぎの代表的なものは「黒鋤稼ぎ」です。町内の古老の話によると、「黒鋤」とは「九六鋤」ともいい、普通の鋤に比べて9寸（約27cm）・6寸（約18cm）と大きく、土木作業に適した鋤を使ったことから、一般的にこのように呼ばれていたそうです。

黒鋤師たちは、秋の取り入れが済むと、荷ない棒の一方に黒鋤道具を、もう一方には衣類などの荷物をつけて、遠くは関東地方や近畿地方まで出かけました。阿久比では、三河地方に出かける者が多かったそうです。

仕事は、山や荒れ地を開墾して耕地を造ったり、ため池や用水の水もれを防いだりする土木工事が主なものでした。水害や干害に悩まされていた阿久比の農民は、ため池や堤防の築造などの経験を通して、優れた土木技術を身につけていたので、どの地方でも重宝されました。

萩村農民の屋敷地

屋敷地の広さ	所有者
0坪～	5人
10坪～	6人
20坪～	6人
30坪～	14人
60坪～	4人
90坪～	1人
120坪～	0人
150坪～	0人
180坪～	1人
210坪～	0人
合計	37人

知多郡萩村田名寄帳
享保20年

12月11日	たまり、人参、あげ、油
12日	とうふ
13日	油、あじ、白みそ
14日	かき、とうふ
15日	たまり、あげ、人参
16日	とうふ、ねぶか、酒
17日	さかな、酒、あげ、人参
18日	たまり、酒
19日	ねぶか、かき、油
20日	たまり、酢
21日	かき、いな、とうふ、 たまり、油
22日	とうふ、あげ
23日	かき、ねぎ、あげ
24日	ねぎ、大豆、ごぼう、 人参、こんにやく
25日	酒、かぶら、あげ
26日	ねぎ、かぶら
27日	なまこ、あげ、人参、 たまり
28日	いな、ねぎ
29日	かぶら、京菜、かき、 たまり、さかな、かずのこ、 酒、酢、油、とうふ、なまこ

出陣中の副食物
1864年（元治元年）

村名	黒鋤の人数 (人)	戸数 (戸)
萩		60
宮津	50	172
板山	20	112
福住	30	99
白沢	50～60	104
草木	57～58	192
坂部		77
卯之山	14～15	135
稗之宮		103
角岡	12	39
矢口	15	68
高岡	少しずつ	75
植	40	144
大古根	10～20	109

村別黒鋤の人数
『尾張御行記』より作成

矢作川下流の三角州に開発された西小柳新田（西尾市）は、高岡村の柳野平兵衛を頭とする阿久比の黒鍬師たちが中心になって築いたものです。彼らは、矢作川の洪水と戦いながら、苦勞を重ねて新田を開発しました。

『尾張徇行記』には、横松村と椋原村を除く 14 か村で黒鍬稼ぎに出かけていたと記されています。黒鍬稼ぎの人数を各村別にまとめたものが前ページの表です。

白沢村では、104 戸の戸数のうち 50 人から 60 人が黒鍬稼ぎに出ています。そのほかの稼ぎでは、「酒六」といって、酒造りが盛んな半田へ杜氏・蔵人に雇われて出かける人がいました。酒六は、11 月から翌年 2 月までの酒造りの仕込み期間に限っていただけだったので、「百日稼ぎ」ともいわれました。

『尾張徇行記』には、宮津村では 80 人ほどが杜氏・蔵人として雇われていたと記されています。当時の宮津村の戸数が 172 戸ですから、かなりの人数の人たちが酒造りに出かけていたことがわかります。

● 諸職業

阿久比は農業中心の村でしたが、農業以外の職業に従事していた人もいました。『尾張徇行記』の記録から、ほかの職業についてみると大工を生業としていたものが卯之山村に 6 人ほど、横松村に 20 人ほどいました。横松村の大工は、宮大工としてその技術が高く評価されており、半田・亀崎・乙川や三河まで仕事に出かけたそうです。特に、岸幕家・江原家は宮大工として有名で、弟子も多く、棟梁として一族を率っていました。現在もなお、知多地方の各地に残っている祭の山車の中には、彼らが造ったものといわれています。

植村には、紺屋が 1 軒ありました。紺屋とは、染め物業のことで、藍を染料として染め上げたので、その色合いから呼ばれるようになったものです。

矢口村・高岡村・大古根村・植村には、瓦職人がいたと記録されています。彼らは、遠く関西方面や信州まで稼ぎに出かけていました。江戸時代の阿久比の人々は、かなり広範囲に行動し、農業以外の収入を得る道を、自分たちの努力と才覚で手にしていたのです。

● 縁組

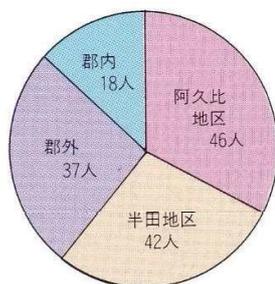
江戸時代の縁組は、村の中で行われることが一般的ですが、「送り一札」を調べると、ほかの村との縁組の様子がわかります。「送り一札」とは、縁組・奉公などで村民が他村へ住居を移すときに、転居先の村役人にあてた戸籍証明書のことで、

宮津村に、1814 年（文化 11 年）から 1871 年（明治 4 年）までの約 60 年間の「送り一札」が、143 点残されています。

60 年間に他村から宮津村に縁付いてきた人は 143 人で、その理由は、嫁入り 115 人、婿養子 14 人、養子（女）14 人となっています。地域別にまとめると、阿久比地区内での縁組がいちばん多く、全体の 3 分の 1 を占めていますが、半田地区とのつながりも深

かったことがわかります。知多郡外の地域からもたくさんの方が縁付いてきました。

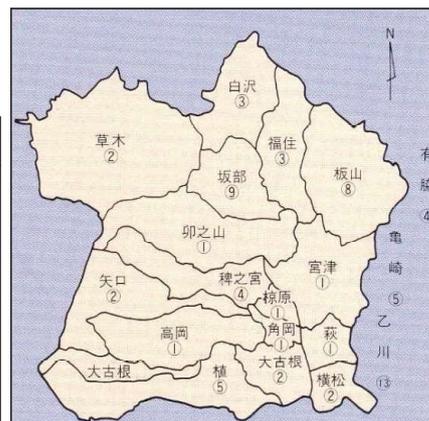
特に縁組の多かった阿久比地区と半田地区を各村に分け、分布の状況を図にま



他村からの縁組

州名	人数
三州	15
勢州	13
尾州	5
濃州	2
不明	2

知多郡外との縁組



阿久比・半田地区との縁組

とめると表のようになります。阿久比・半田のすべての村と縁組がありました。その中でも、阿久比地区では坂部村・板山村・植村、半田地区では乙川村と半田村からの縁組が多かったことがわかります。

● 若イ衆組

若イ衆組は、農村や漁村の青年たちが自主的に作った団体です。青年たちは、15歳（数え年）くらいになると、若イ衆組に加入し、一人前の社会人になるように教育されました。若イ衆組の組織は、年齢による役付けで構成されていました。15歳で加入する場合、1、2年は見習いで「使番」それから、「小若イ衆」と呼ばれる正式の組員となり、20歳を過ぎると、「大若イ衆」と呼ばれ、組の指導者として活動しました。

若イ衆組には、「若者掟^{わかものさだめ}」という細かい掟^{おきて}が作られて、厳しく守られ、道徳的・精神的な教育を受けました。若イ衆組に入るときは、先輩が大声でこれを読み聞かせたといいます。

これは、1828年（文政11年）の大古根村の掟の一部です。若者たちは、若イ衆宿で寝起きして共同生活をしました。彼らは、夕飯を済ませると若イ衆宿に集まってきて、ワラ仕事をしたり、よもやま話にふけったりしました。宿では長幼の序が厳しく、先輩の命令には必ず従い、もしも不良行為をしたり、組の秩序を乱したりした場合は、組から追放されました。この集団生活を通して、若者たちは、村生活に必要な知識を身につけたばかりでなく、農作業の技能を向上させることができたのです。

若イ衆組は、新田の開拓・用水路の清掃・整備・道路や橋の改修など村の共同作業の中心になって

いました。若イ衆組が最も活躍したのは、村の祭礼でした。神社境内の整備や山車の組み立てなどの準備、そして当日は、山車の運行、おはやし、警備から、余興の運営とあらゆる作業を担当し、最後の後片付けまで受け持ちました。

阿久比の村々では、「大峰参り^{おおみねまい}」という若イ衆たちにとって一生に一度の大切な行事が行われていました。（卯之山村では、「吉野参り」といっていたようです）これは若イ衆たちにとっての修行で、吉野（奈良県）へ向かう道中険しい山道を進み、度胸をつけるために断崖から腹ばいになって谷底をのぞく「西^{のぞき}の覗」が行われ、この修行は青年たちにとって一人前の男として扱われる第一歩で、大峰参りは、大正のころまで行われていました。

掟

- 1、第1に両親に孝行し、師匠や主人に忠義を尽くすこと
- 1、老人を大切にし、若輩の者を侮らないこと
- 1、喧嘩口論はどのような場合も慎むこと
- 1、善人の生き方を見習うこと
- 1、酒宴や遊興などはしないこと

● 寺子屋

江戸時代の子どもたちは、寺子屋で「読み・書き・そろばん」の授業を中心に教育を受けました。寺子屋という名称は、僧侶が師匠となって寺院で庶民教育が行われたことから、広く定着することとなりました。

阿久比の寺子屋は、明治初期までに18校が開かれています。その中で角岡村の平泉寺の僧が、1658年（万治元年）に始めたものが最も古いといわれます。

18校のうち、師匠が僧であったのは13校です。当時の僧は知識階級であり、村人にとって最も身近な教師だったのです。高岡村の友松堂は、医師が師匠を務めていました。友松堂の師匠は、3代にわたって「隆益」と名乗り、勉強に通う子どもたちの数は、ほかの寺子屋を圧倒していたそうです。



寺子屋の様子（日本風俗史図録）